

札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年6月25日

札幌市教育委員会
教育長

山根直樹

札幌市教育委員会規則第6号

札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市図書館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
（開館時間、休館日等） 第3条 （略）		（開館時間、休館日等） 第3条 （略）	
開館	（略）	開館	（略）

改 正 前		改 正 後	
時間	図書・情報館	(略)	
	(略)		
	(略)		
2	(略)	2	(略)
(登録手続等)		(登録手続等)	
第8条 個人貸出の登録を受けようとする者は、前条各号に規定するいずれかの資格（以下「個人貸出の資格」という。）を有することを確認できる書類（以下「確認書類」という。）を提示して、個人貸出登録申込書（様式1）を館長に提出しなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法		第8条 個人貸出の登録を受けようとする者は、前条各号に規定するいずれかの資格（以下「個人貸出の資格」という。）を有することを確認できる書類（以下「確認書類」という。）を提示して、個人貸出登録申込書（様式1）を館長	
		<u>（こども本の森札幌・北大館長を除く。次項、第10条、第11</u>	

改 正 前	改 正 後
律第26号) 第18条に規定する学齢児童及び幼児の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。 2・3 (略) (個人貸出をしない図書館資料) 第15条 次に掲げる図書館資料(図書・情報館が所蔵する図書館資料を除く。)は、館長(図書・情報館長を除く。)が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。ただし、電子書籍であるものについては、この限りでない。 (1)～(4) (略) 2 図書・情報館が所蔵する図書館資料は、<u>図書・情報館長</u>が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。	<u>条、第14条及び第14条の2において同じ。)</u>に提出しなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び幼児の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。 2・3 (略) (個人貸出をしない図書館資料) 第15条 次に掲げる図書館資料(図書・情報館<u>及びこども本の森札幌・北大</u>が所蔵する図書館資料を除く。<u>第4号において同じ。)</u>は、館長(図書・情報館長<u>及びこども本の森札幌・北大館長</u>を除く。<u>第1号及び第4号、第21条第1項及び第2項並びに第23条において同じ。)</u>が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。ただし、電子書籍であるものについては、この限りでない。 (1)～(4) (略) 2 図書・情報館が所蔵する図書館資料は図書・情報館長が、<u>こども本の森札幌・北大が所蔵する図書館資料はこども本の森札幌・北大館長</u>が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。

附 則

この規則は、札幌市図書館条例の一部を改正する条例（令和7年条例第27号）の施行の日から施行する。